

令和7年（2025年）度

放課後児童健全育成事業

大津市立児童クラブ通所案内

【概要と登録手続案内】



大津市こども未来部児童クラブ課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

☎077-528-2776

最新情報は、大津市ホームページ
(児童クラブ課ページ) からご覧ください。⇒



※この【通所案内】は登録手続き後も必要ですので、大切に保管してください。

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



国スポ

【会期前】9月6日(土)～9月15日(月)
【本大会】9月28日(日)～10月8日(水)

障スポ

【本大会】10月25日(土)～10月27日(月)

【 目 次 】

◇ 児童クラブ（放課後児童クラブ）の概要	・・・	1～2
◇ 通所登録申請の受付について	・・・・・・・・	3
◇ 申請に必要な書類	・・・・・・・・	4～5
◇ 申請後の流れ	・・・・・・・・	5
◇ 保護者負担金の納付方法	・・・・・・・・	6
◇ 欠席届	・・・・・・・・	6
◇ 保育料及び登録料の減免	・・・・・・・・	7～8
◇ 延長保育の利用手続き	・・・・・・・・	9
◇ 登録抹消（退所）手続き	・・・・・・・・	9
◇ よくある質問	・・・・・・・・	10
◇ 通所登録申請書記入例	・・・・・・・・	11
◇ 保育料等減免申請書記入例	・・・・・・・・	12
◇ 延長保育利用承認申請書記入例	・・・・・・・・	13
◇ 延長保育利用中止（変更）承認申請書記入例	・・・	14
◇ 大津市立児童クラブ一覧	・・・・・・・・	15
◇ 電子申請一覧	・・・・・・・・	16

児童クラブの子どもたち

「ただいま！」子どもたちが、学校から元気に帰ってくると、支援員が

「おかえり！」と迎えます。

児童クラブは、子どもたちにとって、ほっとできる場所です。

子どもたちは、友だちと遊んだり、おやつを食べたり、宿題をしたりして、
夕方まで過ごしています。

また、年間を通じて、楽しい活動や取り組みもあり、いきいきとした
生活をくりひろげています。

◇ 児童クラブ（放課後児童クラブ）の概要 ◇

【1】児童クラブとは

保護者が労働等により昼間不在となり、家庭において保育を受けることが困難な児童を対象に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るための施設です。市立児童クラブは市内37か所、また民間の児童クラブは令和6年10月現在、市内36か所にそれぞれ開設しています。

（以下は市立児童クラブに関する説明です。民間の児童クラブについては、各児童クラブにお問い合わせください。）

【2】通所の資格

小学校等に就学している第1学年から第6学年の児童で、本市に住所を有し、保護者のいずれもがそれぞれ次のいずれかに該当することにより、家庭において保育を受けることが困難な児童に通所の資格があります。

- （1）昼間労働することを常態としていること。（月15日以上かつ1日実働5時間以上）
- （2）妊娠中（産前8週間）であるか、又は出産後8週間を経過しないこと。
- （3）疾病にかかり、若しくは負傷し、又は身体に障害を有していること。
- （4）同居の親族を常時介護していること。
- （5）災害等に罹災し、復旧にあたっていること。
- （6）上記（1）から（5）のほかに、これらに類するものとして市長が認める状態にあること。

※申請時又は通所中に変更があった時は児童クラブ課、児童クラブへ速やかに連絡し、変更後の通所資格が確認できる書類を提出してください。通所資格が確認できない場合は退所していただきます。

【3】開所時間

開所日	開所時間
通常（学校のある日）	11時00分～18時00分
土曜日	8時30分～18時00分
小学校の振替休業日	8時00分～18時00分
夏・冬・春休みの期間（土曜日を除く）	8時00分～18時00分

※行事や災害などにより各児童クラブによって開所時間に変更になることがあります。

【4】閉所日

日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）

その他、市長が特に必要があると認める場合、臨時に閉所します。

※臨時に休所する際はメール配信にてお知らせします。

【5】延長保育

開所日の月曜日～金曜日の18時以降も保育を必要とする児童を対象とします。事前に利用申込みが必要です。詳細は、9ページにある「延長保育の利用手続き」をご覧ください。

【6】保護者負担金

- ① 登録料 児童1人につき、10,000円（はじめて登録を受ける場合）
- ② 保育料 児童1人につき、月額10,000円
※保育料等の減免制度は、7～8ページを参照してください。
- ③ 間食費（おやつ代） 児童1人につき、月額3,000円程度（児童クラブの開所日数により変動します）
- ④ 延長保育料 18時30分まで利用 児童1人につき、月額1,000円
19時00分まで利用 児童1人につき、月額2,000円
※月途中（15日）から利用の場合、延長保育料は半額で負担いただきます。

【7】通所可能な児童クラブ

原則として、児童が通学している小学校区の児童クラブ又は居住学区の児童クラブに通所していただきます。転居等の特別な事情がない限りは、通所する児童クラブの変更はできません。

【8】児童クラブの一日（例）

通常日		学校休業日	
時間	内容	時間	内容
下校時	帰所 宿題 遊び	8時(土曜日は8時30分)	登所
		9時	朝の会 学習（宿題など） 遊び
		12時	昼ごはん（お弁当持参） 休息
		14時	遊び
15時30分頃	おやつ		
	遊び 片付け		
17時頃	帰りの会 帰宅 <u>※17時30分（10/15～2/15は17時）に、方面ごとに集団で帰宅します。</u> ※集団で帰宅しない場合は、18時までにお迎えが必要です。		
18時	延長保育開始 ※延長保育時間はお迎えが必須です。土曜日は、延長保育はありません。		
18時30分又は 19時	延長保育終了		

◇ 通所登録申請の受付について ◇

通所登録を希望される方は、下記の日程で受付を行いますので、通所登録申請書にご記入の上、下記の受付期間内に必要書類を全てそろえて申し込みをしてください。申請期間を過ぎると受付はできません。また、受付場所、期間は変更になることもありますので、最新情報を広報おおつやホームページでご確認ください。

【1】申請受付期間・方法

	受付期間	受付場所・時間
4月1日通所 (新規・再登録)	令和7年1月6日(月) ～<u>令和7年1月31日(金)</u> ※通所説明会 令和7年3月8日(土) ※通所決定通知は令和7年2月下旬に発送予定 ※受付期間後は、<u>5月1日以降</u>の通所登録申請として受付します。	・市役所児童クラブ課 (市役所別館1階) 9時～17時(土日祝日除く) ・各市立児童クラブ 11時～13時(土日祝日除く) 9時～13時(土曜日のみ)
年度途中(5月～3月)の通所 ※通所開始日は毎月<u>1日</u>	<u>通所希望月の前月15日まで</u> (15日が土日祝日の場合は、直前の開庁日まで) ※決定通知は、通所希望月の前月20日頃に発送予定	・市役所児童クラブ課 (市役所別館1階) 9時～17時(土日祝日除く)

※児童クラブの保育料等を滞納している場合は(兄弟姉妹の利用分も含む)、申請前に全額納付していただきます。

※受付時に児童に関するヒアリング等を行いますので、支所及び郵送では受付できません。ただし、大津市に転入予定の方で、上記受付場所、時間に申請が難しい場合は、児童クラブ課までお問い合わせください。

※就労開始(又は育児休業・病休等からの復帰)で通所を希望される場合は、就労開始月の前月15日まで(15日が土日祝日の場合は、直前の開庁日まで)に申請していただくと、就労開始月の1日から通所することが可能です。

【2】通所継続申出

通所中の児童が翌年度も継続して通所を希望する場合は、通所継続の申出が必要です。11月頃に通所の要件の確認作業とともに継続の意向確認を行います。継続の申出がないと翌年度の4月1日から通所することはできません。また、11月の確認作業の時点で通所の要件が認められない場合は、判明時点で退所していただくことになります。

◇ 申請に必要な書類 ◇

下記書類は、各児童クラブ及び児童クラブ課にあります。また、一部の書類は大津市ホームページの児童クラブ課ページにも掲載しています。通所の資格をご確認いただき、書類をすべて揃え、受付場所へ持参してください。（必要書類がないと受付ができません。）

【１】大津市立児童クラブ通所登録申請書/継続申出書（記入例：１１ページ）

児童１人につき１枚の提出が必要です。当該申請書を児童台帳として使用します。

【２】保護者の就労証明書等の通所資格を証明する書類

労働等により昼間不在となり、家庭において保育を受けることが困難であることを証する書類（発行日が、手続き日の３ヶ月前の日の属する月以内のものに限る）が、保護者全員の分が必要です。通所の資格によって提出書類が異なります。余裕をもってご準備ください。

※証明日が有効なものであれば写しでのご提出が可能です。

※提出後の書類のコピーをお渡しすることや別の申請へ流用するなどの対応はできません。

通所の資格を証明する書類

通所の資格	必要書類
（１） 昼間労働することを常態としていること ※労働時間及び日数が、下記のいずれにも該当していること ・１ヶ月に１５日以上 ・おおむね午前８時３０分から午後６時までの間に おいて１日５時間以上 ・午後２時まで	○保護者の就労証明書 ※個人事業主の場合は、開業届や確定申告書の写しなどの事業実態が確認できる書類が必要です。（ただし株式会社等の代表や役員は除く） ※申請時に就労（復職）予定の場合は、勤務開始後に証明書の再提出が必要です。 ※ダブルワークの方は、それぞれの就労証明書を用意してください。 ※必要に応じてシフト表や出勤簿等を添付していただくことがあります。
（２） 妊娠中（産前８週間）であるか、又は出産後８週間を経過しないこと	○母子手帳の写し （出産する方の名前と出産予定日が確認できるページ） ※産前８週間以前の場合は、保育が困難な状況及び期間がわかる診断書等が必要です。
（３） 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は身体に障害を有していること	○児童の保育が困難な状況及び期間がわかる診断書等、身体障害者手帳や療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ※診断書の場合、症状のみや就労が困難である記載だけでは審査できません。必ず、保育が困難であることの明記が必要です。
（４） 同居の親族を常時介護していること ※介護する日数・時間が（１）の基準に相当すること	○介護により児童の保育が困難な状況がわかる診断書等、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は介護保険被保険者証の写し
（５） 火災、風水害等の災害に被災し、復旧にあっていること	○り災証明等および復旧の従事状況がわかるもの
（６） 上記のほかに、これらに類するものとして市長が認める状態にあること	○上記以外の保育が困難な状態等がわかるもの 《就学の方》 ・就学の実態等が確認できる書類（例：在学証明書、学生証） ・（１）の基準に相当する日数・時間において、就学していることが確認できる資料 （例：カリキュラム、時間割）

【3】口座振替依頼書（本人控えの写し）

保育料、間食費、登録料及び延長保育料のすべての負担金を登録の口座より振替します。
新規申請の方及び再登録で口座の変更を希望する方は、必要事項を記入（1部につき児童2人まで記入可）し、取扱金融機関で手続きをしてください。金融機関で手続きを済ませた「口座振替依頼書」（本人控えの写し）を、必ずお持ちください。

○取扱金融機関

滋賀銀行 みずほ銀行 関西みらい銀行 京都銀行 京都信用金庫
京都中央信用金庫 滋賀県信用組合 京滋信用組合 滋賀県民信用組合 近畿労働金庫
近畿産業信用組合 三菱UFJ銀行 レーク滋賀農業協同組合 滋賀中央信用金庫
近畿二府四県内のゆうちょ銀行 の各金融機関の本店及び支店

※口座振替依頼書は、支所及び一部取扱金融機関にも設置しています。

※口座振替日は、6ページをご確認ください。

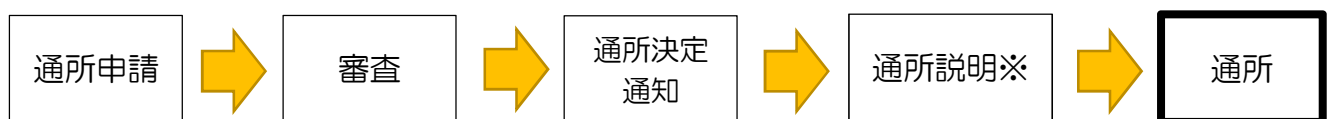
【4】大津市立児童クラブ保育料等減免申請書（記入例：12ページ）

7～8ページをご確認の上、該当する場合は児童1人につき1枚申請書をご提出ください。

【5】大津市立児童クラブ延長保育利用承認申請書（記入例：13ページ）

開所日の月曜日～金曜日の18時以降も保育を必要とする児童を対象とします。利用を希望する場合は児童1人につき1枚申請書をご提出いただくか、期日までに大津市電子申請サービスより申請をしてください。（16ページにQRコードを掲載しています。）※詳しくは、9ページをご確認ください。

◇ 申請後の流れ ◇



※各児童クラブの概要や生活を説明する「通所説明」を通所決定した児童クラブにて保護者の方に受けていただきます。再登録であっても「通所説明」は必ず受けていただくことになりますので、ご了承ください。

【注意事項】

- ・申請内容について事実と異なることが判明した場合は、決定の取消又は登録抹消となる可能性があります。
- ・通所決定後に通所を取り止める場合は、通所開始日の一週間前までに児童クラブ課までご連絡ください。連絡がない場合は、通所月の保育料等を徴収します。
- ・通所決定後に保育が必要な事由、世帯構成、住所及び保護者の勤務先等に変更があった場合は、速やかに児童クラブ課に申し出てください。

◇ 保護者負担金の納付方法 ◇

【1】納付方法

保育料、間食費、登録料及び延長保育料のすべての負担金は指定口座より振替します。

口座振替日は毎月月末（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。

＜令和7年度口座振替日＞

	口座振替日		口座振替日
4月分	4月30日（水）	10月分	10月31日（金）
5月分	6月 2日（月）	11月分	12月 1日（月）
6月分	6月30日（月）	12月分	1月 5日（月）
7月分	7月31日（木）	1月分	2月 2日（月）
8月分	9月 1日（月）	2月分	3月 2日（月）
9月分	9月30日（火）	3月分	3月31日（火）

※口座振替日に残高不足等で引き落としができなかった場合、納付書を送付しますので、速やかにお支払いください。

【2】口座振替の変更手続きについて

- ① 口座名義、銀行、支店等を変更する場合は、改めて手続きが必要です。
- ② 次年度以降も継続して通所される場合、変更がなければ手続きは不要です。

【3】注意事項

- ① 登録料及び保育料
登録料は1ヶ月、保育料は3ヶ月以上滞納となった場合、通所登録抹消の措置をとらせていただきます。
- ② 督促手数料及び延滞金
保育料等を滞納されると、督促手数料および延滞金が加算される場合があります。

◇ 欠席届 ◇

【1】欠席届（間食費の減額）について

連続して6日以上（休所日を除く）児童クラブを欠席する場合は、欠席する日の10日前まで（疾病、けが等の特別な理由の場合は発生後速やか）に欠席届を児童クラブ課又は各児童クラブへ提出するか、大津市電子申請サービスより申請をしてください。（16ページにQRコードを掲載しています。）欠席期間の間食費を減額します。

【2】注意事項

- ① 欠席届の提出がない場合は、減額できません。
- ② 欠席届を提出した期間中に、急遽保育が必要となった場合は、児童クラブに連絡のうえ、通所することは可能ですが、間食費の減額は適用されなくなります。
- ③ 欠席届を提出した期間中の減額は、間食費のみです。保育料は減額されません。
（負傷又は疾病のため全月にわたって欠席する場合は除く）
- ④ 就労開始日等の都合で、やむを得ず通所開始日から6日以上欠席する場合は、通所申請時に欠席届を提出してください。
- ⑤ 欠席とは、終日児童クラブを利用しないということです。間食提供時間以前に帰宅する場合は、欠席ではなく早退になり、欠席届の対象ではありません。

◇ 保育料及び登録料の減免 ◇

【１】減免申請について

減免対象になる方で減免を希望される場合は、減免申請書（ホームページからもダウンロード可）を児童クラブ課又は各児童クラブに提出してください。減免対象に該当するかどうか審査しますので、お早めに申請していただきますようお願いいたします。

※申請がない場合は、該当されていても減免の適用はできません。また申請書の提出が遅れた場合、減免の遡及適用はできません。（記入例：１２ページ）

	減免対象	減免区分	内 容
①	<u>生活保護法</u> の規定により保護を受けている場合	免除	保育料 １０，０００円 → ０円 登録料 １０，０００円 → ０円
②	<u>保護者のいずれもが令和５年１月～１２月までの所得に係る令和６年度市民税が非課税である</u> （市民税がかかっていない）場合		
③	<u>児童が負傷又は疾病のため全月（１日～３１日）にわたって欠席した場合</u>	免除	該当月分のみ 保育料 １０，０００円 → ０円
④	災害その他特別の事情がある場合	免除 又は 減額	必要と認められる額を減免
⑤	①②に該当する者を除き、 <u>ひとり親家庭</u> 等に属する場合 ※ひとり親家庭等とは、母子（父子）の届けを行った者及び児童扶養手当法の規定による認定（母子認定・父子認定）を受けた世帯	減額	保育料の１／５に相当する額
⑥	児童が <u>兄弟姉妹</u> で２人以上クラブに通所登録している場合 （兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童が対象）	減額	（最年少児童以外の兄弟） 保育料の１／５に相当する額
⑦	<u>ひとり親家庭</u> 等に属しかつ <u>兄弟姉妹</u> で通所登録している場合	減額	（最年少の児童） 保育料の１／５に相当する額 （最年少児童以外の兄弟） 保育料の２／５に相当する額

【2】注意事項

- ① 7ページの①、②、⑤及び⑦により申請される場合はその状況に関する公簿の確認が必要になるため、申請書の同意書欄に署名及び押印してください。
- ② 令和6年1月2日以降に大津市へ転入された方で、②を理由に申請される場合は、前住所地の市町村で、令和6年度（令和5年分）の非課税証明書（証明日が直近3か月のもの）を取り寄せていただき、減免申請書に添付してください。
- ③ 児童が負傷又は疾病のため全月欠席したことにより申請される場合、傷病名が確認できる診断書を添付してください。
- ④ 必要な添付書類がない場合は、受付できません。
- ⑤ 減免申請は、毎年度又は通所登録申請毎に提出が必要です。前年度に減免の適用を受けていた方も、必ず申請書を提出してください。
- ⑥ 保育料等の減免は、申請書を提出いただき、審査のうえ決定します。決定した場合は、申請書を受理した月からの適用となります。申請がない場合は、該当されていても減免の適用はできません。
- ⑦ 減免申請書は児童1人につき、1枚提出が必要です。
- ⑧ 減免決定を受けた方で、減免に係る申請事由の消滅等、変更があったときは、速やかに児童クラブ課又は各児童クラブへ連絡してください。連絡がない場合でも、上記の変更等が明らかになったときは決定を取り消し(変更し)、さかのぼって保育料等を納付いただくことがあります。
- ⑨ 延長保育料の減免はありません。

◇ 延長保育の利用手続き ◇

【１】延長保育利用時間および保育料

(1)月曜日から金曜日までの１８時００分から１８時３０分まで 月額１，０００円

(2)月曜日から金曜日までの１８時００分から１９時００分まで 月額２，０００円

※原則お迎えます。土曜日の延長保育はありません。

※月の途中（１５日）からの利用や転出などにより月の途中（１４日まで）に利用承認が取消された場合は半額とします。

※利用承認期間中は利用がなくても延長保育料がかかります。

【２】利用開始・変更申請

延長保育の利用を希望する場合や、延長保育の時間もしくは期間を変更する、又は中止する場合は下記のとおり、申請書を児童クラブ課または各児童クラブへ提出するか、大津市電子申請サービスより申請を行ってください。（１６ページにQRコードを掲載しています。）

申請種別	受付期間	申請書	受付場所・時間
１日（月初）からの利用開始申請	利用希望月の前月１５日まで	延長保育利用承認申請書	・市役所児童クラブ課（別館１階） ９時～１７時（土日祝日は除く） ・各児童クラブ １１時～１８時（日祝日は除く） ・電子申請サービス
１５日からの利用開始申請	利用希望月の前月の末日まで		
時間・期間の変更	変更希望日（毎月１日）の前月１５日まで	延長保育利用変更（中止）承認申請書	
中止	中止希望日（毎月１日）の前月１５日まで		

※延長の中止を行った場合、再度延長保育を利用するには利用申請が必要になります。

◇ 登録抹消（退所）手続き ◇

【１】通所登録抹消申出について

毎月、月末が退所日となりますので、「大津市立児童クラブ通所登録抹消申出書」を退所予定日の１０日前までに児童クラブ課又は各児童クラブへ提出するか、大津市電子申請サービスより申請を行ってください。（１６ページにQRコードを掲載しています。）

【２】注意事項

(1) 他市への転出や通所要件がなくなった場合は月の途中での抹消となります。

月の途中での登録抹消の場合は、保育料及び間食費を開所日数による日割計算を行い、当該月の口座振替日に引き落とします。

(2) 期日までに通所登録抹消申出書の提出又は電子申請サービスによる通所登録抹消の申出がない場合は、在籍されているものとして保育料等を徴収します。

◇ よくある質問 ◇

Q：求職中でも児童クラブに通えますか？

A：求職中では通所できません。就労予定であることがわかる就労証明書や雇用決定通知書等の書類を申請時に提出していただきます。提出が困難である場合は、事前に児童クラブ課にご相談ください。

Q：育児休業から復職予定で、弟妹の保育施設の利用申込中です。申込の結果がわかるのが児童クラブの通所申込受付締切後になり、保育施設の利用が決まらない場合は結果次第で育児休業を延長する予定ですが、児童クラブの通所手続はどうすればいいですか？

A：復職（予定）日が記入された就労証明書を取得し、児童クラブの通所申請もあわせて行ってください。保育施設の利用申込の結果がわかり次第、児童クラブ課に必ず連絡してください。結果を受けて、復職日が延びる場合は、通所希望月を繰り下げることが可能です。それに伴い、改めて就労証明書を取得いただく場合もあります。

Q：定員はありますか？

A：市立児童クラブは現在定員を設けていません。1 ページに記載している通所資格がある方はみなさん通所していただけます。ただし、第2 瀬田児童クラブの児童数が一定を超える場合は、第2 瀬田に申請をしていただいても、同じ学区内の瀬田児童クラブに登録となることがありますので、ご了承ください。

民間児童クラブは定員がありますので、ご希望の児童クラブにお問い合わせください。

Q：児童クラブの見学は可能ですか？

A：児童クラブは、見学が可能です。ご希望の児童クラブにお電話していただき、見学の日程を調整してください。保育時間中は見学が難しい場合があります。（通所申請できるのは、通学または居住する小学校区にある児童クラブです。）

民間児童クラブは、見学が可能かどうか、ご希望の児童クラブにお問い合わせください。

Q：児童クラブを一時的に休所して、必要なときに通所を再開できますか？

A：休所制度はございません。保育が必要なければ退所し、保育が必要となったときに再度通所申請をしてください。

一定期間欠席する場合は、欠席届を提出してください。なお、1 か月以上欠席が続く場合は、保育の必要性をお伺いすることがあります。

こんなときは速やかに児童クラブ課にご連絡ください。

- 結婚 ● 離婚
- 住所変更（転居・転出）
※転出の場合、通所要件がなくなります。必ず事前にご連絡ください。
- 世帯構成の変更
- 保護者の就労先の変更（転職・異動等）
- 保護者の通所資格の変更
※変更後の通所資格が確認できる書類の提出が必要です。
通所資格が確認できない場合は退所していただきます。
- ひとり親の認定がなくなった場合